

京都市障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行細則を公布する。

令和7年4月1日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 2 号

京都市障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 福祉事務所長（以下「所長」という。）に、次の事項を委任する。

- (1) 法第9条第1項の規定による措置及び協議に関すること。
- (2) 法第9条第2項に規定する措置に関すること。
- (3) 法第9条第3項に規定する審判の請求に係る調査及び要否の判断に関すること。
- (4) 法第10条の規定による措置に関すること。
- (5) 法第11条第1項の規定による立入り及び調査又は質問に関すること。
- (6) 法第12条第1項の規定による援助要請に関すること。
- (7) 法第13条の規定による面会の制限に関すること。
- (8) 法第14条第1項の規定による相談、指導及び助言その他必要な措置に関すること。
- (9) 法第32条第2項第1号に規定する通報及び届出の受理に関すること。
- (10) 法第32条第2項第2号の規定による相談、指導及び助言に関すること。
- (11) 法第43条第1項の規定による相談及び関係機関の紹介に関すること。
- (12) 法第43条第2項に規定する審判の請求に係る調査及び要否の判断に関すること。

(面会制限の通知)

第3条 所長は、法第13条の規定により障害者虐待を行った養護者について当該障害者虐待を受けた障害者との面会を制限し、又はその制限を解除したときは、文書によりその旨を当該養護者に通知しなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)